

植栽管理業務における随意契約の事前公表 (シルバー人材センター) 新津浄化センター

公益財団法人新潟県下水道公社会計規程第19条第1項第2号の規定(※注1)により随意契約を行うこととし、同規程第18条第2項(※注2)で定める契約手続きにより、次のとおり公表する。

平成31年 4月10日
公益財団法人 新潟県下水道公社
理 事 長 宮 野 岳

- 1 提供を受けようとする役務の内容
契約締結の日から令和元年9月30日までの新津浄化センターの植栽管理業務その1委託
- 2 契約をしようとする事務所及び所在地
公益財団法人新潟県下水道公社 新津支所
〒956-0817 新潟市秋葉区古田ノ内大野開2番地
- 3 契約の相手方の決定方法
本公表に示した参加資格を有する者であって、公益財団法人新潟県下水道公社において設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積書を提出した者を契約者とする。
- 4 見積書の提出期限及び提出方法
平成31年 4月23日(火)午後4時50分までに公益財団法人新潟県下水道公社総務課(〒950-0003 新潟市東区下山3丁目680番地)に見積書を直接又は郵送にて提出すること。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 見積書を提出する者に必要な資格
高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで新潟県内に所在する団体であること。
なお、当該団体又は団体の役員が新潟県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者は、見積書を提出することができない。
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除する。
ア 契約者が保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
イ 契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) その他
提供を受ける役務の仕様等については、別添の仕様書による。
別添 仕様書、見積書、誓約書

※注1 公益財団法人新潟県下水道公社会計規程第19条第1項第2号の規定は次のとおり

(随意契約)

第19条 第18条第1項の随意契約は、次の各号に掲げる場合にできるものとする。

(1) (略)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条 第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準ずる者として新潟県知事の認定を受けた者において制作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として新潟県知事の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約、又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として新潟県知事の認定を受けた者（以下「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。

(3) (略)

以降 (略)

※注2 公益財団法人新潟県下水道公社会計規程第18条第2項の規定は次のとおり

(契約の手続き)

第18条

2 契約の手続きは、別に定めるもののほか、新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)の例による。

このことから、新潟県財務規則第72条の2の規定を当てる。

(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)

第72条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 契約担当者は、見積書の提出期限の前日から起算して10日以上期間(やむを得ない理由があると認めるときは、5日以上期間)において、買い入れようとする物品又は提供を受けようとする役務の内容、契約をしようとする部局又は事務所の名称及び所在地、契約の相手方の決定方法、見積書の提出期限及び提出方法その他必要な事項を公表すること。

(2) 契約担当者は、契約をした後速やかに、買い入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量、契約の相手方の名称及び住所、契約年月日、契約金額、契約の相手方とした理由その他必要な事項を公表すること。

2 前項の規定による公表は、県報に登載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

(平17規則122・追加)